

所管部課	健幸いきいき部 介護保険課		部長	川口 荘一	
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）の策定に伴い、介護保険料を改定するため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容          令和6年度から令和8年度の保険料、所得段階について所要の改正を行う。          ・第1段階から第3段階の保険料は据え置き、それ以外の段階は引上げる。          ・国が示す所得区分及び保険料率に準じて、市の所得区分及び保険料を変更する。          ・市の所得段階数を14段階から16段階へ変更する。</p> <p>(2) 施行日          令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果          令和6年度から8年度までの事業計画に基づく介護保険料を定めることにより、介護保険事業の適正な運営に資することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年6月22日 介護保険運営協議会へ諮問          （令和3年度2回、令和4年度4回、令和5年度6回、協議会にて審議）          令和6年1月23日 介護保険運営協議会での審議結果を市長へ答申</p> <p>令和6年1月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>（参考）第1号被保険者保険料基準額（月額）5,400円（第8期 5,300円）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和6年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。